

京都大学の名義並びに京都大学マーク、エンブレム、ロゴタイプ及びスクールカラーに関する規程新旧対照表

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(名義等の使用)</p> <p>第8条 本学の役員及び職員は、職務に関連して、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、本学の役員及び職員は、次の各号に掲げるものに本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(1) 本学が主催若しくは共催又は後援するシンポジウム及び講演会その他の行事に関するもの</p> <p>(2) 本学の部局等が主催若しくは共催又は後援するシンポジウム及び講演会その他の行事に関するもの</p> <p>(3) 前2号の行事に係る図書の刊行等学術事業に関するもの</p> <p>3 本学の学生及び京都大学学内団体規程（昭和26年達示第3号）により承認を受けた団体は、その所属（肩書き）を示すため、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>第9条 前条に定めるもののほか、担当理事が適当と認める団体等は、<u>その指定されたもの</u>に本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(名義等の使用許可)</p> <p>第10条 次の各号に該当する場合は、担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(1) 前2条に定める者が同条に定めるもの以外のものに本学の名義等を使用する場合</p> <p>(2) 前2条に定める者以外の者が本学の名義等を使用する場合</p> <p>第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する<u>場合で、産官学連携本部長が当該使用に関し適当と認めたものについては、</u>担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(1) 本学の役員及び職員以外の者が行う本学との共同研究、受託研究等の研究成果に関する広告及び当該研究成果に基づいて開発する製品の広告に本学の名義等を使用する場合</p> <p>(2) 本学の名義等を使用した商品を販売する目的で本学の名義等を使用する場合</p> <p>(3) 本学の名義等を利用して役務を提供する目的で本学の名義等を使用する場合</p> <p>(4) その他担当理事が適当と認める場合</p>	<p>(名義等の使用)</p> <p>第8条</p> <p>2</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>3</p> <p>第9条 前条に定めるもののほか、担当理事が適当と認める団体等は、<u>担当理事が指定する用途に</u>本学の名義等を使用することができる。</p> <p>(名義等の使用許可)</p> <p>第10条</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>第11条 本学の名義等は、営利目的に使用してはならない。ただし、次の各号に該当する<u>場合は、</u>担当理事に使用を申請し、その許可を受けた場合に限り、本学の名義等を使用することができる。<u>なお、担当理事は、当該使用の適否の検討に際し、必要に応じて産官学連携本部長に意見を聴取できる。</u></p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>第11条の2 <u>担当理事は、前2条に規定する名義等使用の許可に際し、当該使用について必要な条件を付すことができる。</u></p>

改正前	改正後
<p>第12条 第8条から前条までの規定により、本学の名義等の使用を認められた者（以下「使用者」という。）以外の者は、本学の名義等を使用してはならない。</p> <p>（遵守事項）</p> <p>第13条 使用者は、この規程及び別に定める使用上の諸規定を遵守しなければならない。</p> <p>（後 略）</p>	<p>第12条 第8条から第11条までの規定に基づき、<u>本学の名義等を使用する者</u>（以下「使用者」という。）以外の者は、本学の名義等を使用してはならない。</p> <p><u>（名義等使用者の責任等）</u></p> <p>第12条の2 <u>使用者は、本学の名義等の使用を許可された商品の瑕疵その他当該商品の使用等によって第三者に生じた損害については、自らの判断と費用負担において対処し、損害賠償その他の責任（製造物責任法（平成6年法律第85号）第3条に定める責任を含む。）を負うものとする。本学の名義等の使用を許可された役務の提供によって第三者に損害が生じた場合も、これと同様とする。</u></p> <p>2 <u>使用者は、本学の名義等を使用して商品を製造販売し、又は役務を提供するに当たっては、当該商品又は役務に関係する法令及び当該商品又は役務の属する業界において策定される自主基準等を遵守するものとする。</u></p> <p>3 <u>使用者は、本学の名義等の使用を許可された商品の製造販売又は役務の提供に当たり、本学の名誉及び信用を損なうことがないよう最善の注意を払うものとする。</u></p> <p>（遵守事項）</p> <p>第13条 使用者は、この規程及び別に定める使用上の諸規定<u>並びに名義等使用の許可に付された条件</u>を遵守しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年2月6日から施行する。</p>